

○長浜市放課後児童クラブ支援員（長期休業時）候補者登録制度実施要綱

令和 3 年 1 月 5 日告示第14号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、主に学校の長期休業期間において放課後児童クラブ支援員（長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第33号）第10条第1項及び第2項に規定する放課後児童支援員及び補助員をいう。以下同じ。）として従事するためにパートタイム会計年度任用職員（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に任用される者（以下「放課後児童クラブ支援員（長期休業時）」という。）となることを希望する者をあらかじめ登録すること（以下「登録」といい、登録を受けた者を「登録者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録者の要件）

第 2 条 登録者は、登録時においてパートタイム会計年度任用職員の任用要件を満たす者のうち、市長が放課後児童クラブ支援員としての適性を有すると認めるものとする。

（登録手続）

第 3 条 登録を希望する者は、放課後児童クラブ支援員（長期休業時）候補者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、前条に規定する要件を確認し、登録の可否を決定の上、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録台帳）

第 4 条 市長は、放課後児童クラブ支援員（長期休業時）候補者登録台帳（様式第2号）に登録者に関する事項を登録するものとする。

（登録期間）

第 5 条 登録の期間は、登録のあった日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、更新することを妨げない。

（登録内容の変更）

第 6 条 登録者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、放課後児童クラブ支援員（長期休業時）候補者登録内容変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- （1）氏名
- （2）住所
- （3）連絡先
- （4）勤務の希望に関する事項

（登録の取消し）

第 7 条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- （1）登録者から放課後児童クラブ支援員（長期休業時）候補者登録取消申出書（様式第4号）の提出があったとき。
- （2）第5条に規定する登録期間が満了したとき（同条ただし書による更新を行う場合を除く。）。
- （3）登録者がパートタイム会計年度任用職員の任用要件を満たさなくなったとき。
- （4）その他市長が登録の取消しが必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合（前項第1号又は第2号の場合を除く。）は、その旨を本人に通知するものとする。

（任用）

第 8 条 市長は、放課後児童クラブ支援員（長期休業時）を任用するときは、登録者の中から任用するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に放課後児童クラブ支援員（長期休業時）である者については、本人の了承を得た上で、この要綱の施行後の第3条に規定する手続きを省略して登録できるものとする。